

県内企業の代表者様
(または支援機関担当者様)

※回答は、県内中小企業者のみです。
(支援機関の皆様は、県内中小企業に記入依頼願います)

《送信元》

(公財) 栃木県産業振興センター
知的財産支援センター
担当: 知財コーディネーター 須田
電話: 028-670-2617
FAX: 028-667-9436
メール: chizai@tochigi-iin.or.jp

(送信枚数 このページ含め2枚)

調査協力のお願い
(開放特許を活用した中小企業のものづくり)

(公財) 栃木県産業振興センターでは、県内中小企業の皆様を対象に、特許等の知的財産の有効活用^{※2} や知的財産ビジネスマッチング^{※3} による経営の活性化をより効率的に支援させていただくために、企業の皆様の取組み状況やご要望等についての調査を行いますので、ご協力ををお願いいたします。

別紙調査票にご記入の上、FAXまたはメールにてご返送(支援機関の方に手渡し可)いただければ、今後の知財ビジネスマッチング交流会や、知財相談のご案内に活用させていただきます。

なお、ご返送されました内容につきましては、産業振興センターの支援活動においてのみに活用させていただき他に利用することはございませんので、どうかご理解の上ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※1: 知的財産(知財)とは

発明や創作等によって生み出されたものを、発明者の財産として一定の期間保護する権利です。
このうち、特許権、実用新案権、意匠権および商標権を産業財産権といいます。

※2: 知的財産の有効活用とは

- ①自社の開発した成果(発明)を権利化し、独占的に事業を実施すること。
- ②自社保有特許をライセンスすることにより、研究開発費を回収すること。
- ③新商品・新規事業に必要な新技術を、特許の中から探して実施権を利用すること。

中小企業 大企業・研究機関
『技』×『開放特許』

※3: 知的財産ビジネスマッチング(開放特許の有効活用)とは

- ①ビジネス創出を考えている中小企業と特許を提供する大企業・研究機関との出会いの場となります。
- ②不足する技術を短期間に習得できて、短期間にビジネス創出が可能となります。
- ③新商品を開発したい、新事業を創出したい等、やる気のある企業に最適です。
- ④大企業・研究機関の特許技術を活用することで、生き残りのための有効な手段となります。